

令和6年1月11日
中部地方整備局

安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 中部土木株式会社
及び住所 : 愛知県名古屋市長区社台三丁目125番地
- 指名停止措置期間 : 令和6年1月11日から令和6年2月10日まで(1ヶ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事実概要

本件は、中部土木(株)が元請として受注した「令和4年度 庄内川上条地区整備工事」において、令和5年10月3日に発生した公衆損害事故である。作業エリアに制約がある仮置きヤードにおいて、工事の支障となる土砂の仮置き整形作業中に、バックホウが盛土端部で傾いたためアームを旋回させたところ、アームが架空線に接触して切断し約2,300戸が停電した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である中部土木(株)の安全管理措置が不適切であったため、公衆損害事故が起こったことは、「工事請負契約に係わる指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第5号(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138